（注３）

中小企業向け制度融資の流れは下記のとおりである。

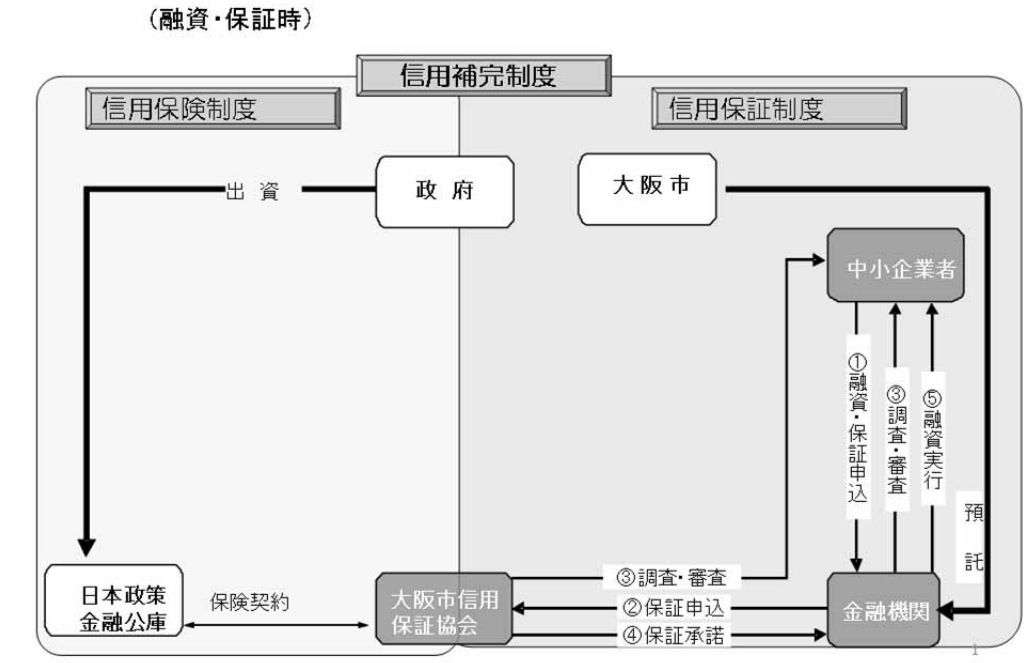

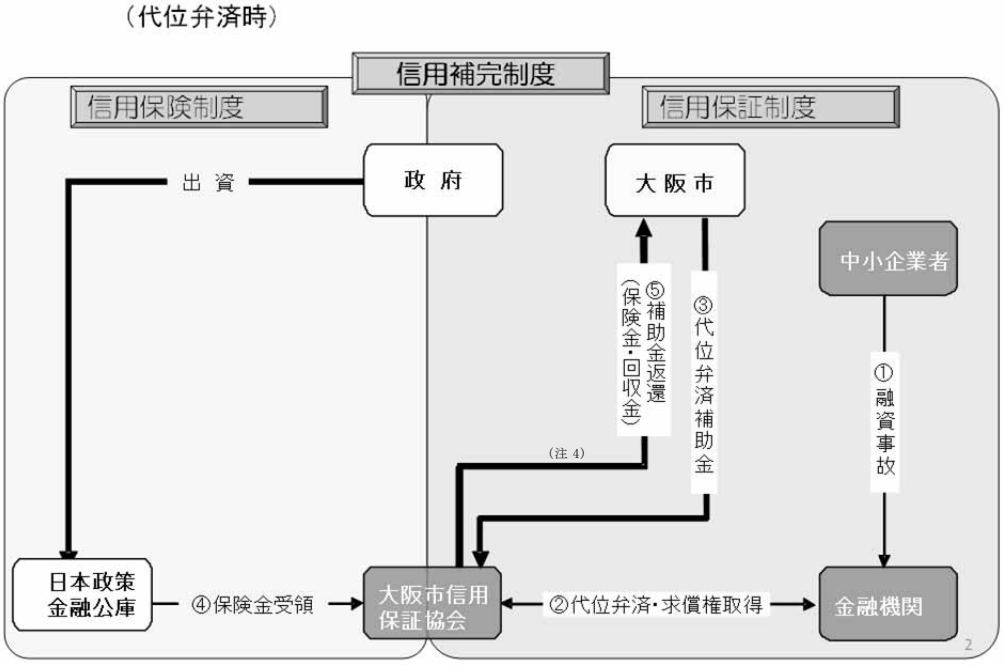

（出所：市より提供を受けた資料）

（注４）

市は保証協会の負担した代位弁済額の85％～100％（制度によって異なる）を補助金として支出する。平成23年度の代位弁済補助金金額は18,232百万円であ

り、一般会計の負担が生じている。ただし、代位弁済額の８割程度は、市へ返還される。（返還金は、日本政策金融公庫の保険金（代位弁済額の７～９割）及び回収金である）。

【基金の設定額及び課題等】

基金の設定額	条例限度額は 140,000,000,000 円以内としている。
担当課の考える課題	特になし
その他	特記事項なし

【基金総額の推移】

（単位:円）

	年度初基金総額	増加額(*1)	減少額(*2)	運用額		年度末基金総額(*4)		
				運用(増加)額(*3)	回収(減少)額	運用中の額	現金残額	計
H19 年度	0	53,700,000,000	53,700,000,000	42,750,000,000	42,750,000,000	0	0	0
H20 年度	0	53,448,000,000	53,448,000,000	36,790,000,000	36,790,000,000	0	0	0
H21 年度	0	100,000,000,000	100,000,000,000	79,750,561,000	79,750,561,000	0	0	0
H22 年度	0	91,624,000,000	91,624,000,000	81,761,658,000	81,761,658,000	0	0	0
H23 年度	0	97,596,000,000	97,596,000,000	88,975,779,000	88,975,779,000	0	0	0

＊１:平成23年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
一般会計からの繰入（注 5）	97,596,000,000	97,596,000,000

（注５）一般会計からの繰入は 97,596 百万円であるが、金融機関への預託は 88,976 百万円であった。

＊２:平成 23 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
一般会計への繰り出し（注 6）	無	97,596,000,000	97,596,000,000

（注６）一般会計への繰り出しは 97,596 百万円であるが、金融機関からの預託金の返還額は、88,976 百万円であった。

＊３:平成23年度の基金運用(増加)額内訳

運用(増加)内容	金額(単位:円)
金融機関への預託	88,975,779,000 (注7)

（注７）中小企業融資基金預託金の融資制度別預託金額の内訳は下記のとおりである。

【融資制度別中小企業融資基金　預託一覧表】

（単位:千円）

融資制度名	預託金額
一般事業資金融資(上限金利型)	1,097,000
一般事業資金融資(固定金利型)	193,000
小企業事業資金融資	2,573,000
小企業事業資金融資(経営支援特例)	411,000
小企業事業資金融資(セーフティーネット特例)	5,000
経営安定対策資金融資	6,265,000
資金繰り改善特別融資	8,000
チャレンジ融資(産創館タイアップ型)	18,000
小企業事業資金融資(産創館特例)	9,000
チャレンジ融資(ビジネスアシスト型)	102,000
チャレンジ融資(創業支援型)	395,000
大阪市景気対応緊急融資(小企業)	12,268,000
原材料価格高騰対策特別融資	1,180,000
大阪市緊急対策資金融資(定期)	48,714,779
大阪市緊急対策資金融資(決済用)	15,306,000
旧チャレンジ融資(産創館タイアップ型)	214,000
大阪市事業復旧緊急資金融資	6,000
ビジネス革新支援融資	33,000
ビジネス創造支援融資	23,000
中小工場立地適正化融資	155,000
合計	88,975,779

＊４:年度末基金総額の内訳(平成23年度末時点)

預託期間中は定期預金又は決済用預金として預託する。年度末は残高なしとなる。

(2)　監査の結果及び意見

①　基金から金融機関への預託に至らなかった差額にかかる機会損失の発生【意見】

平成23年度に一般会計から本基金へ繰り入れた金額は97,596百万円であったが、実際に基金から金融機関へ預託した金額は88,976百万円であり、差額の8,620百万円については、金融機関に預託されることなく１年間、別段預金で保管されている状況であった。当該差額は予算額と実際の預託額との差額であり、過去５年間の状況は次のとおりである。

（単位：百万円）

	一般会計から基金への繰入額(A)	基金から金融機関への預託額(B)	差額 (A)－(B)
平成 19 年度	53,700	42,750	10,950
平成 20 年度	53,448	36,790	16,658
平成 21 年度	100,000	79,751	20,249
平成 22 年度	91,624	81,762	9,862
平成 23 年度	97,596	88,976	8,620

当該差額は、経済情勢の変動等に備え機動的な預託を可能とするために確保しているとの説明を受けたが、結果として１年を通じて預託に至らなかったのであるから、蓄積基金で行っているような運用（効率的な運用）がなされておれば、収益が確保された可能性がある。

しかしながら、定額基金として位置付けられている本基金について、管理を所管する経済局においては、このような差額が生じた場合に効率的な運用を検討する所管として明確に位置付けられていなかった。

これらのことから、今後は、基金の設置目的も踏まえつつ、資金運用の機会損失が生じることのないように、預託に必要な金額をその都度一般会計から基金に繰り入れる、あるいは当該基金に繰り入れた上で機動的な預託が可能な範囲内で効率的な運用を行うなど、いずれの部局がこのような状況が生じた場合に所管するかも含め、全庁的観点から検討することが望まれる。

ちなみに、平成23年度において、仮に当該差額8,620百万円を預託等により運用していた場合、別段預金として保管されていた間の利息額を上回る効率的な運用を行えた可能性があり、機会損失が発生していたのではないかと推察される。

47．生鮮食料品等価格安定資金貸付基金

（1）　基金の概要

基金名	生鮮食料品等価格安定資金貸付基金	
所管部署	管理	出納・保管
	中央卸売市場	会計室
根拠例規	生鮮食料品等価格安定資金貸付基金条例	
設置年月日	昭和49年４月18日	
設置目的	生鮮食料品等の価格の安定を図るため必要な資金を貸し付けるため。	
基金が充当される事業の概要	生鮮食料品安定事業を実施する中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者並びに、市内の小売業者で組織する事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づくもの）等に対し、貸付基金から貸付ける。	

基金の種別	定額基金
積立財源	－
予算計上会計	一般会計
備考	－

【基金の設定額及び課題等】

基金の設定額	１億円
担当課の考える課題	なし
その他	不測の事態に備え、毎年１億円を繰入れ、繰入額と同額の１億円を繰戻し。

【基金総額の推移】

（単位:円）

	年度初基金総額	増加額(*1)	減少額(*2)	運用額		年度末基金総額(*4)		
				運用(増加)額(*3)	回収(減少)額	運用中の額	現金残額	計
H19年度	0	100,000,000	100,000,000	0	0	0	0	0
H20年度	0	100,000,000	100,000,000	0	0	0	0	0
H21年度	0	100,000,000	100,000,000	0	0	0	0	0
H22年度	0	100,000,000	100,000,000	0	0	0	0	0
H23年度	0	100,000,000	100,000,000	0	0	0	0	0

毎年年度当初に一般会計から１億円繰入れ、年度末に１億円を繰戻している。

＊１:平成23年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
一般会計からの繰入	100,000,000	100,000,000

＊２:平成23年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
一般会計への繰戻	無	100,000,000	100,000,000

＊３:平成23年度の基金運用（増加）額内訳

運用(増加)内容	金額(単位:円)
該当なし	

＊４:年度末基金総額の内訳（平成23年度末時点）

ア）現金

保管場所	金額(単位:円)
該当なし	

イ）預金

種類	預入金額 (単位:円)	金融機関	利率	預入期間
該当なし			%	

ウ）有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	金融機関	平成23年度の 運用益 (単位:円)	満期日
該当なし					

エ）その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2)　監査の結果及び意見

①　一般会計から基金への繰入額の運用による機会損失の発生【意見】

平成23年度に一般会計から基金へ繰り入れた金額は100百万円であったが、実際に活用されることなく１年間、普通預金と同等の利子が発生する別段預金で保管されている状況であった。

この金額について、普通預金金利（0.02%）で運用すれば得られた利息額は20,000円であったが、１年を通じて預託の必要性がなかったのであるから、財政局長運用分と同等の運用がなされておれば、この利息額を上回る運用益が得られた可能性がある（機会損失が発生していた可能性がある）。

今後は、②に記載の基金の廃止の検討を行うか、もしくは預託に必要のない金額については一般会計から基金に繰り入れないか、あるいは当該基金の中での効率的な運用を行うか、適切な運用が必要であると考える。

②　長期にわたり利用実績のない当該基金の廃止を検討すべき【意見】

当該基金は昭和49年のオイルショックを契機に設置された。急激な物価高騰時に中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者並びに、市内の小売業者で組織する事業協同組合等に一時的に必要な資金を貸付することを目的としている。これまでの貸付実績は、昭和49年から昭和62年の間、大阪市公設市場公精会事業協同組合、大阪市小売市場食肉事業協同組合及び、大阪市食肉事業協同組合に対し貸付（11件）を行った後は貸付実績はない。

今後も生鮮食料品の需給バランスが崩れる可能性がないとはいえず、

生鮮食料品等の価格高騰が生じる可能性がまったくないとはいえないが、過去の実績に照らせば当該基金の必要性は低く廃止を検討すべきである。

48．建物移転運用基金

（1）　基金の概要

基金名	建物移転運用基金	
所管部署	管理	出納・保管
	都市整備局	なし
根拠例規	建物移転運用基金条例、建物移転運用基金管理規則	
設置年月日	昭和39年４月１日	
設置目的	土地区画整理事業の施行に伴う建物等の移転に関し、緊急の処理を必要とする補償金の支払にあてるため。	
基金が充当される事業の概要	土地区画整理事業において、緊急を要する移転補償について必要額の補償を行う。	
基金の種別	定額基金	
予算計上会計	一般会計	
備考	－	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の設定額	基金の額は、2,000,000,000円以内とする（建物移転運用基金条例第２条）。
担当課の考える課題	なし
その他	土地区画整理事業の施行に伴う建物等の移転に関し、緊急の処理を必要とする補償金の支払にあてるため、基金から必要額の取崩を行う（年間10件程度）。当該取崩額について、当年度あるいは翌年度以降に一般会計歳出予算により繰り入れを行っている。 基金とすることで、一般会計よりも機動性があり、担当課は必要性が高いと考えている。

【基金総額の推移】

（単位:円）

	年度初基金総額	増加額(*1)	減少額(*2)	運用額		年度末基金総額(*4)		
				運用(増加)額(*3)	回収(減少)額	運用中の額	現金残額	計
H19年度	2,000,000,000	0	0	31,573,300	399,490,000	63,073,000	1,936,927,000	2,000,000,000
H20年度	2,000,000,000	0	0	46,980,138	52,271,300	57,781,838	1,942,218,162	2,000,000,000
H21年度	2,000,000,000	0	0	14,499,200	31,373,038	40,908,000	1,959,092,000	2,000,000,000
H22年度	2,000,000,000	0	0	81,236,400	21,739,000	100,405,400	1,899,594,600	2,000,000,000
H23年度	2,000,000,000	0	0	725,435,050	59,889,800	765,950,650	1,234,049,350	2,000,000,000

＊１:平成23年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
―	0	0

＊２:平成23年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
―	―	0	0

＊３:平成23年度の基金運用（増加）額内訳

運用(増加)内容	金額(単位:円)
基金から移転補償金の支払	725,435,050

＊４:年度末基金総額の内訳（平成23年度末現在）

ア）現金

保管場所	金額(単位:円)
会計室（別段預金）	1,234,049,350

イ）預金

種類	預入金額(単位:円)	金融機関	利率	預入期間
該当なし	―	―	―%	―

ウ）有価証券

銘柄	購入金額（単位:円）	額面	金融機関	平成23年度の運用益（単位:円）	満期日
該当なし					

エ）その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
支払い済みの移転補償金	765,950,650	―

(2)　監査の結果及び意見

①　基金の運用状況に関する調書の内訳金額の記載誤り【結果】

平成23年度基金の運用状況に関する調書に記載されている平成24年３月31日現在の「運用額」の「当年度末現在高」は700,338,850円となっている。しかし、上記「*4：年度末基金総額の内訳」のとおり、実際には765,950,650円（支払い済みの移転補償金）であり、相違が生じていた。

【参考：「平成23年度基金の運用状況に関する調書（一般会計）」】

基金名	基金額（円）	運用額（円）			
		前年度末現在高	当年度中増加高	当年度中減少高	当年度末現在高
建物移転運用基金	2,000,000,000	100,405,400	659,823,250	59,889,800	700,338,850

(注) 基金額は平成23年度末現在高であり、運用額と現金残高の合計

（出所：「平成23年度基金の運用状況に関する調書（一般会計）」より抜粋）

その理由は、平成24年４月以降に上記のとおり運用額の相違があることが判明し確認を行ったところ、運用額等については「*４：年度末基金総額の内訳」のとおりであったため修正を行ったとのことであるが、上記調書には反映させることができなかったものである。

基金については、出納整理期間がなく会計年度の概念も希薄になりがちであると考えられるが、その管理にあたっては、各種の帳票類と照合を行い随時その執行状況を厳格に確認し、上記調書に確実に反映すべきである。

②　定額基金の安定性を確保すべき【意見】

平成23年度末現在の決算書（基金の運用状況に関する調書）において平成24年３月31日現在の「基金額」は2,000,000,000円と記載されており、その内訳は、預金1,234,049,350円及び支払済みの移転補償金について、平成24年４月１日以降に一般会計から基金に繰り入れられることになっている「運用額」765,950,650円である。

平成24年４月１日から同５月31日までの出納整理期間中に、その一部は解消されているものの、なお666,406,900円が一般会計から基金へ未繰り入れとなっている。基金の安定性の面からは、出来るだけ速やかに基金に繰り入れることが望まれる。

今後、本基金において、繰入時期が未確定のものがある場合について

は、決算資料の作成にあたり、その旨がわかるように表現し、新たな区分なり注記を設けることも検討すべきである。

③　建物移転運用基金管理規則第２条、第５条を見直すべき【意見】

建物移転運用基金管理規則第２条において、「一定の場合、基金の一部を必要に応じ主管課長及び土地区画整理事務所所長に前渡させることが出来る」との定めがある。この規定は戦後復興期に設置されたものであり、当時は復興を進めるために該当するケースがあったためと思われるが、現在は該当するケースは全くなく、必要とも考えられない。実態と合っていないため、同規則第２条は削除すべきと考える。また、第２条の規定により前渡された場合の収支計算書の作成を義務付けている同規則第５条についても、同様に削除すべきと考える。

49．大阪市都市再開発融資基金

（1）　基金の概要

基金名	大阪市都市再開発融資基金	
所管部署	管理	出納・保管
	都市整備局	会計室
根拠例規	大阪市都市再開発融資基金条例、同施行規則	
設置年月日	昭和47年３月31日	
設置目的	市における都市再開発事業の施行に伴い、必要な資金を融通し、都市再開発の推進を図るため。	
基金が充当される事業の概要	都市再開発融資制度により銀行から融資を受けた者の未償還残高について、融資を行った各銀行に預託を行う。なお、都市再開発融資制度については、新規受付を廃止している(注1)。 ①再開発建築施設買入融資（住宅買入融資、店舗等買入融資） ②再開発関係権利者融資 ③建築物移転融資	
基金の種別	定額基金	
予算計上会計	一般会計	
備考	当該融資制度に係る金融機関の融資についての損失補償は次のとおりである。 ①再開発建築施設買入融資（住宅買入融資）：損失補償なし ②再開発建築施設買入融資（店舗等買入融資）：個人または資本金１億円以下の会社に対して100％損失補償 ③再開発関係権利者融資：100％損失補償 ④建築物移転融資：100％損失補償	

（注１）　制度融資預託の流れは次のとおりである。

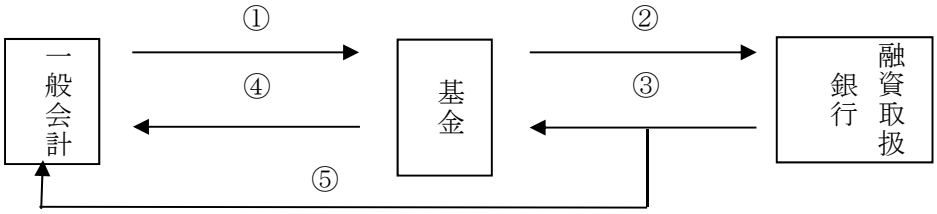

①　一般会計から基金へ繰出（年度当初）
②　基金から金融機関へ預託（年度当初）
③　金融機関より預託金の返還（年度末）
④　基金から一般会計へ繰入（年度末）
⑤　預託金利子の歳入（年度末）

【基金の設定額及び課題等】

基金の設定額	なし。ただし、基金条例第２条により上限額は182億円となっている。
担当課の考える課題	なし。
その他	－

【基金総額の推移】

（単位:円）

	年度初基金総額	増加額(*1)	減少額(*2)	運用額		年度末基金総額(*4)		
				運用(増加)額(*3)	回収(減少)額	運用中の額	現金残額	計
H19年度	0	2,880,730,000	2,880,730,000	2,880,730,000	2,880,730,000	0	0	0
H20年度	0	3,477,290,000	3,477,290,000	3,477,290,000	3,477,290,000	0	0	0
H21年度	0	3,067,870,000	3,067,870,000	3,067,870,000	3,067,870,000	0	0	0
H22年度	0	2,798,420,000	2,798,420,000	2,798,420,000	2,798,420,000	0	0	0
H23年度	0	2,581,590,000	2,581,590,000	2,581,590,000	2,581,590,000	0	0	0

＊１:平成23年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
平成23年度都市再開発融資預託金を一般会計から繰入	2,581,590,000	2,541,580,000
計	2,581,590,000	2,541,580,000

＊２：平成23年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額（単位：円）	
		決算額	当初予算額
都市再開発融資預託返還金を一般会計へ繰り出し	無	2,581,590,000	2,541,580,000
計		2,581,590,000	2,541,580,000

＊３：平成23年度の基金運用（増加）額内訳

運用（増加）内容	金額（単位：円）
金融機関への預託(注2)	2,581,590,000

（注２）都市再開発融資預託金の融資実行年度、融資未償還残高および預託金額の明細は次表のとおりである。都市再開発融資制度は平成20年４月１日で要綱廃止されており、新規融資はない。融資期間については再開発建築施設買入融資の住宅買入融資は25年以内、非住宅は銀行融資15年以内、保証融資７年以内、再開発権利者融資の自己居住住宅は25年以内である。これらの償還が終わるまでは、融資預託は継続する。

区分	融資実行年度	未償還融資残高(千円):①	預託率(%):②	預託金額(万円未満切捨):③＝①×②
再開発建築施設買入融資				
1．住宅（一般向け）	-	50,256	-	15,410
クオレ	平成5年度	8,415	25.2	2,120
クオレ	平成6年度	8,921	32.9	2,935
セレサ	平成6年度	6,715	32.9	2,209
ポンテ	平成7年度	14,004	30.1	4,215
ポンテ	平成8年度	6,544	32.3	2,113
ベレーザ	平成8年度	5,657	32.3	1,827
2．非住宅(特別融資)	-	298,182	-	80,800
大阪駅前地区	-	298,182	-	80,802
第3ビル(注3)	平成7年度	26,120	0	0
第2、第4ビル機械室特別	平成8年度	272,062	29.7	80,802
3．非住宅(阿倍野地区)	-	5,333,423	-	2,485,350
阿倍野地区	-	5,333,423	-	2,485,356
メディックス特別	平成8年度～12年度	5,333,423	46.6	2,485,356
計	-	5,681,861	-	2,581,560
再開発関係権利者融資				
1．自己居住用住宅	-	142	-	30
阿倍野地区	-	142	-	30
C1コーポ	昭和61年	142	24	30
計	-	142	-	30
総計	-	5,682,003	-	2,581,590

(注3)再開発建築施設買入融資の非住宅大阪駅前地区第3ビルについては、A銀行が融資しているが、同銀行は預託を辞退しているため預託額がゼロとなっている。

預託金額に重要性のある、再開発建築施設買入融資の非住宅（大阪駅前地区）及び非住宅（阿倍野地区）の預託率は下記のとおり計算される。

なお、下記算式は契約書には「予め市と銀行が協議して定める預託率及び預託利率により当月中に銀行に対し、資金を預託する」と定められているのみで記載はなく、市と銀行間の預託率の確認は別の文書で行っている。

①　大阪駅前地区（第２、第４ビル機械室特別）

$$預託率＝\frac{\text{都市銀行変動型住宅ローン金利(ⅰ)}-\text{融資金利(ⅲ)}}{\text{都市銀行変動型住宅ローン金利(ⅰ)}-\text{預託金利(ⅱ)}}$$

$$=\frac{2.475\%(ⅰ)-1.75\%(ⅲ)}{2.475\%(ⅰ)-0.03\%(ⅱ)}=29.7\%$$

（ⅰ）平成８年度～12年度の都市銀行変動型住宅ローン金利は所定数値。

（ⅱ）預託金利は、毎年、各金融機関と市会計室が協議の上決定する。平成23年度は0.03％である。

（ⅲ）融資金利は、市によると、当時、大阪市と融資銀行が協議した内容を、（融資を受ける者である）大阪市街地開発株式会社に確認の上、決定したものであると思われるとのことである。

②　阿倍野地区(メディックス特別)

$$預託率＝\frac{\text{都市銀行３年固定型住宅ローン金利(ⅰ)}-\text{融資金利(ⅲ)}}{\text{都市銀行3年固定型住宅ローン金利(ⅰ)}-\text{預託金利(ⅱ)}}$$

$$=\frac{3.25\%(ⅰ)-1.75\%(ⅲ)}{3.25\%(ⅰ)-0.03\%(ⅱ)}=46.6\%$$

（ⅰ）平成８年度の都市銀行３年固定型住宅ローン金利は所定

（ⅱ）預託金利は、毎年、各金融機関と市会計室が協議の上決定する。平成23年度は0.03％である。

（ⅲ）融資金利は、市によると、当時、大阪市と融資銀行が協議した内容を、（融資を受ける者である）大阪市街地開発株式会社に確認の上、決定したものであると思われるとのことである。

＊４:年度末基金総額の内訳（平成23年度末時点）

預託期間中は定期預金として預託する。年度末は残高なしとなる。

(2)　監査の結果及び意見

①　100％損失補償の発生した場合の管理・会計処理と契約書の齟齬を解消すべき【意見】

再開発関係権利者融資契約上、市の損失補償条項があり、過去に下記の通り、損失補償を行っている（うち、平成13年度に６百万円回収済み）。

発生年度	件数	損失補償額(円)
昭和55年度	2	88,316,235
昭和57年度	1	129,799,804
昭和58年度	1	45,225,919
平成13年度	2	241,177,183
平成14年度	1	30,791,189
平成15年度	1	2,438,927
計	8	537,749,257

契約書上、「銀行は市から損失補償を受けて２年間は当該債権の保全および回収に努める義務を負い、２年を経たときは当該債権を市に譲渡するものとする」と定められている。しかし、実態は、市が損失補償をして２年を過ぎても債務者からの返済は銀行に対して行われており、銀行が債権回収業務を実施している状況にあるとの説明を受けた。このような状況にあるため、市は損失補償分について債権としての認識を行わず、債権管理台帳を整備する等の管理も行っていない。実態と契約書が乖離しないように、契約書の見直しを行うか、あるいは、市が自らの債権として認識し、債権回収に努めるべきである。

なお、平成24年３月末現在、損失補償を付している（債務負担行為を設定している）金額は57億円である。

② 再開発建築施設買入融資　非住宅（大阪駅前地区および阿倍野地区）について

(a) 預託率の算定式を市と銀行間の契約書に記載すべき【意見】

預託額の金額を決定する算式の取り決めについて、市と銀行の契約書上には明記されておらず、実質的には双方別の文書により確認を行った後、市から預託の通知を発出する流れで行われているとの説明を受けた。預託額の算式および、預託率に何を用いるかは、預託額を決定する重要な要素であり、契約書に記載すべきである。

(b) 預託率算定要素のひとつである融資金利の算定根拠を保管する必要があった【結果】

融資金利の算定根拠の提出を市に求めたが、市と銀行が協議した内容を、大阪市街地開発株式会社に確認の上の結果であると考えられるとのことであるが、書面は確認できなかった。当該制度融資は新規募集はしていないものの現在も残っており、年間26億円もの預託を行っているものである。市は算定根拠の書類を制度融資の終了時までは保管しておく必要があった。

(c) 外郭団体が本制度による融資を受けている情報を開示の上、その方法を充分議論すべき【意見】

再開発建築施設買入融資のうち、非住宅（大阪駅前地区、阿倍野地区）分（平成23年１月末未償還残高5,605百万円）について預託を受

けているのは、現在、大阪市の外郭団体である大阪市街地開発株式会社のみである。市の説明によると、大阪市街地開発株式会社が金融機関から受ける融資の金利について、市、銀行が協議した内容を、大阪市街地開発株式会社に確認の上、決定したとのことである。

これは、長年にわたり多額の預託金を銀行に預託し続け、外郭団体が低利融資を受けることにより、市が銀行を介して間接的に援助を与えてきたと評価できなくもない。本融資制度は市街地の再開発の促進のため設置されたもので、当該団体のみを対象に設置されたものではないが、外郭団体のあり方が議論されている中、現時点では明らかに外郭団体１社のみが対象となっているため、当該融資制度に関する情報をよりいっそう開示するべきである。そして、現在の低金利水準が続く中、その援助は多額（25億円）の預託を行うことで実施するのがよいか、預託を廃止し利子補給等の形で行うのがよいかについても、十分に議論を尽くす必要があると考える。

50．大阪市住宅建設資金等融資基金

（1）　基金の概要

基金名	大阪市住宅建設資金等融資基金	
所管部署	管理	出納・保管
	都市整備局	会計室
根拠例規	大阪市住宅建設資金融資基金条例、同施行規則	
設置年月日	昭和47年４月１日	
設置目的	共同住宅の建設資金および購入資金並びに都市防災不燃化促進事業に基づく建設資金を融資することにより、良好な共同住宅の建設及び購入を促進するとともに、市街地の高度利用および不燃化を図るため。	
基金が充当される事業の概要	賃貸共同住宅の建設や分譲マンションの購入に必要な資金を大阪市が金融機関に低利の融資のあっせんを行う。 ①マンション購入資金融資制度、災害復興マンション購入資金融資制度、優良（特定）賃貸住宅建設資金融資制度 ②個人住宅建替資金融資制度、賃貸住宅建設資金融資制度 ③都市防災不燃化促進事業融資制度	
基金の種別	定額基金	
予算計上会計	一般会計	
備考	当該融資制度について、市が金融機関の融資について損失補填を行うことはない。	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の目標額	なし（基金条例により上限は50,000,000,000円以内と定められている）
担当課の考える課題	なし
その他	―

【基金総額の推移】

（単位:円）

	年度初基金総額	増加額(*1)	減少額(*2)	運用額		年度末基金総額(*4)		
				運用(増加)額(*3)	回収(減少)額	運用中の額	現金残額	計
H19年度	0	21,401,370,000	21,401,370,000	21,401,370,000	21,401,370,000	0	0	0
H20年度	0	19,879,750,000	19,879,750,000	19,879,750,000	19,879,750,000	0	0	0
H21年度	0	16,153,600,000	16,153,600,000	16,153,600,000	16,153,600,000	0	0	0
H22年度	0	13,780,690,000	13,780,690,000	13,780,690,000	13,780,690,000	0	0	0
H23年度	0	10,478,200,000	10,478,200,000	10,478,200,000	10,478,200,000	0	0	0

＊１:平成23年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
平成23年度の預託金を一般会計から繰入	10,478,200,000	11,692,570,000

＊２:平成23年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
預託返還金を一般会計へ繰り出し	無	10,478,200,000	11,692,570,000

＊３:平成23年度の基金運用（増加）額内訳

運用(増加)内容	金額(単位:円)
マンション購入資金融資制度	4,650,740,000
災害復興マンション購入資金融資制度	34,780,000
優良（特定）賃貸住宅建設資金融資制度	5,686,870,000
個人住宅建替資金融資制度	25,450,000
賃貸住宅建設資金融資制度	79,620,000
都市防災不燃化促進事業融資制度	740,000
合計	10,478,200,000

各融資制度別融資実行年度と融資残高及び預託金額は下記のとおりである。

現在、融資制度として残っているのは賃貸住宅建設資金融資制度のみであるが、同制度の申し込みは昨今の金利低下の影響もあり、平成17年度を最後に現在は申し込みがない状態である。償還期間はすべて25年以内であり、償還が終わるまで当該制度は継続する予定であるとの説明を受けた。

(単位:円)

マンション購入資金融資制度			災害復興マンション購入資金融資制度			優良賃貸住宅建設資金融資制度		
融資実行年度	未償還融資残高	預託金額	融資実行年度	未償還融資残高(平成23年9月)	預託金額	融資実行年度	未償還融資残高	預託金額
平成元年	89,892,205	26,950,000				昭和59年度～平成10年度(特定賃貸住宅)	11,687,197,544	2,963,760,000
平成2年	77,565,977	19,550,000						
平成3年	278,007,392	67,370,000						
平成4年	649,496,525	156,480,000						
平成5年	1,442,160,815	388,290,000						
平成6年	3,119,985,465	938,980,000						
平成7年	1,661,291,532	420,940,000	平成7年	18,741,370	5,230,000			
平成8年	2,467,785,064	748,030,000	平成8年	23,648,896	9,100,000			
平成9年	2,491,374,779	732,580,000	平成9年	11,943,322	4,630,000			
平成10年	1,830,663,729	637,920,000	平成10年	26,331,808	14,450,000			
平成11年	791,724,898	275,080,000	平成11年	2,120,323	1,370,000	平成11年	2,142,008,338	1,282,580,000
平成12年	452,277,459	138,980,000				平成12年	694,468,323	231,360,000
平成13年	150,498,374	46,910,000				平成13年	1,016,141,336	443,890,000
平成14年	84,659,526	25,790,000				平成14年	0	0
平成15年	55,405,186	17,490,000				平成15年	732,470,484	429,070,000
平成16年	28,242,237	9,400,000				平成16年	628,025,306	336,210,000
平成17年						平成17年		
平成18年						平成18年		
合計	15,671,031,163	4,650,740,000		82,785,719	34,780,000		16,900,311,331	5,686,870,000

(単位:円)

個人住宅建替資金融資制度			賃貸住宅建設資金融資制度		
融資実行年度	未償還融資残高(平成23年1月)	預託金額	融資実行年度	未償還融資残高(平成23年1月)	預託金額
平成元年			平成元年		
平成2年			平成2年		
平成3年			平成3年		
平成4年			平成4年		
平成5年			平成5年		
平成6年			平成6年		
平成7年			平成7年		
平成8年	6,937,511	2,230,000	平成8年		
平成9年	21,623,777	6,140,000	平成9年		
平成10年	18,648,492	5,830,000	平成10年		
平成11年	0	0	平成11年		
平成12年	12,743,277	3,860,000	平成12年		
平成13年	23,379,846	7,390,000	平成13年		
平成14年	0	0	平成14年		
平成15年	0	0	平成15年		
平成16年	0	0	平成16年		
平成17年			平成17年	127,241,833	57,410,000
平成18年			平成18年	58,866,119	22,210,000
	83,332,903	25,450,000		186,107,952	79,620,000

（出所：市より提供を受けた資料を監査人が加工）

＊4：年度末基金総額の内訳（平成23年度末時点）

預託期間中は定期預金として預託する。年度末は残高なしとなる。

(2)　監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はなかった。

51．大阪市立学校維持運営基金

(1)　基金の概要

基金名	大阪市立学校維持運営基金	
所管部署	管理	出納・保管
	教育委員会事務局	会計室
根拠例規	大阪市立学校維持運営基金条例、 大阪市立学校維持運営基金管理規則	
設置年月日	平成13年３月５日	
設置目的	教育委員会が所管する学校の維持及び運営に必要な備品の購入に要する資金に充てるため。	
基金が充当される事業の概要	教育委員会が所管する学校の維持及び運営に必要な備品の購入	
基金の種別	定額基金	
予算計上会計	一般会計	
備考	―	

【基金の積立・取崩方針及び課題等】

基金の目標額	基金の額250,000千円（学校維持運営基金条例第２条）を維持。
担当課の考える課題	なし
その他	当該基金は、学校維持運営目的で緊急に対応する必要のある場合に、備品の購入相当額に充当している。 繰入については、期中に取り崩し、取崩額と同額を出納整理期間に一般会計の各学校に割り当てられた校費等教育委員会所管予算の執行残を財源としている。 担当課は、学校維持運営目的で緊急に対応する必要のある事象が生じた場合の財源として、当該基金は機動的に使いやすく、必要性は高いと考えている。

【基金総額の推移】

（単位:円）

	年度初基金総額	増加額(*1)	減少額(*2)	運用額		年度末基金総額(*4)		
				運用(増加)額(*3)	回収(減少)額	運用中の額	現金残額	計
H19年度	250,000,000	0	0	103,413,072	80,151,351	70,160,811	179,839,189	250,000,000
H20年度	250,000,000	0	0	57,397,515	95,913,741	31,644,585	218,355,415	250,000,000
H21年度	250,000,000	0	0	35,630,915	42,110,255	25,165,245	224,834,755	250,000,000
H22年度	250,000,000	0	0	122,696,133	64,039,626	83,821,752	166,178,248	250,000,000
H23年度	250,000,000	0	0	243,517,233	209,359,752	117,979,233	132,020,767	250,000,000

＊１：平成23年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
該当なし		

＊２:平成23年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

＊３:平成23年度の基金運用（増加）額内訳

運用（増加）内容	金額(単位:円)
学校用備品の購入	243,517,233

＊４:年度末基金総額の内訳（平成23年度末時点）

ア）現金

保管場所	金額(単位:円)
会計室（別段預金）	132,020,767

イ）預金

種類	預入金額(単位:円)	金融機関	利率	預入期間
該当なし				

ウ）有価証券

銘柄	購入金額(単位:円)	額面	金融機関	平成23年度の運用益(単位:円)	満期日
該当なし					

エ）その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
備品等	117,979,233	大阪市立各校

（注）各学校の校費等を含む教育委員会所管予算の予算残が生じることを前提に、学校用備品の購入を行ったものであり、当該購入資金は出納整理期間中に一般会計から繰り入れられる。

(2)　監査の結果及び意見

①　以前から買い替えの必要性を認識している備品は当該基金ではなく当初予算に計上し計画的に購入すべき【意見】

平成23年度に支出した、当該基金により購入した主な備品の内訳は次のとおりである。なお、次表は平成22年度の出納整理期間中の基金減少

高と平成23年度の減少高の合計額である。

購入備品	購入した学校数（校）	金額(円)
柔道畳	30	73,479,210
グランドピアノ	26	19,610,850
校内放送設備一式	25	7,980,000
食器洗浄機	8	10,415,160
焼き物機	11	8,145,900
その他		123,634,113
計		243,265,233

グランドピアノについて、各校校長より教育委員会事務局に提出された「学校備品交付請求書」を監査人が閲覧したところ、大半の学校は、申請理由について「音楽室で使用しているグランドピアノが非常に古く、音程が整わず、授業に支障がある。このため買い替えが必要であるが、各校に配当される予算での執行が困難である」という趣旨の文章を記載している。すなわち、以前から各校で買い替えの必要性を認識していたグランドピアノについて、高額であるため、各校に配付される予算では執行が困難である事を理由に申請しているものであり、当初予算に計上した上で、計画的に購入すべきであったと考える。

② 基金の運用方法を改めて検討すべき【意見】

通常、各校において必要な備品については、当初予算に計上した上で計画的に購入する方法が想定される。当該基金活用の方法によると、予算にとらわれずに機動的に購入できる。

しかし、当該基金の充当については、毎年度末に生じる予算執行残を見越して、本来は当該基金を介さず直接一般会計で当初予算に計上した上で購入すべきものや、次年度以降の予算で購入可能である緊急に必要ではない備品を購入している事例も見受けられた。

予算執行残が生じた場合、それをどのように活用するかは、改めて全市的な観点から検討すべきものであり、各学校の備品購入に優先的に充当すべきものではないと考える。また、このような運用がなされると、一旦基金で取崩した額について、予算執行残が予想外に発生しなくなった場合には、補填する財源に不足が生じることになる。以上のことから、予算執行残を見越した当該基金の運用方法について、改めて検討することが望まれる。

52．学校給食物資購入基金

（1）　基金の概要

基金名	学校給食物資購入基金	
所管部署	管理	出納・保管
	教育委員会事務局	会計室
根拠例規	学校給食物資購入基金条例、学校給食物資購入基金管理規則	
設置年月日	昭和39年４月１日	
設置目的	学校給食に必要な物資の購入代金の立替に充てるため。	
基金が充当される事業の概要	学校長が保護者より徴収した給食費を預かり、給食物資の調達、配給を行っている公益財団法人大阪市給食協会に対して、学校からの給食費の納付と食材納入業者への支払のタイムラグ間の資金貸付の財源とするため。	
基金の種別	定額基金	
予算計上会計	一般会計	
備考	―	

【基金の設定額及び課題等】

基金の設定額	基金の額は、250,000千円とする（学校給食物資購入基金条例第２条）。
担当課の考える課題	給食費が公会計化された場合、基金は役割を終え、廃止へ向けての検討が必要となる。
その他	学校の給食は４月から始まるが、給食費の初回徴収は４月26日であり、中には納付が遅れる保護者もある。このため学校が保護者から給食費を概ね徴収できるのは５月末までずれ込むことになる。そこで、市は当該基金を通じて、給食の材料購入資金を公益財団法人大阪市学校給食協会へ毎月貸し付け、約半月後に返済を受けている。 従って基金の積立額は、年間の貸付金の返済を受けた額となり、基金の取崩額は年間の貸付額となる。 市は、その権限と責任において学校の学校給食運営を行う必要があり、昭和16年から実質的には給食協会を活用しながら学校給食運営を行ってきた。このため、学校給食の安定的運営のために、当該基金を利用して、給食協会へ資金を貸し付けているものである。

【基金総額の推移】

（単位:円）

	年度初基金総額	増加額(*1)	減少額(*2)	運用額		年度末基金総額(*4)		
				運用(増加)額(*3)	回収(減少)額	運用中の額	現金残額	計
H19年度	250,000,000	0	0	683,166,967	683,166,967	0	250,000,000	250,000,000
H20年度	250,000,000	0	0	37,258,700	37,258,700	0	250,000,000	250,000,000
H21年度	250,000,000	0	0	1,448,445,013	1,448,445,013	0	250,000,000	250,000,000
H22年度	250,000,000	0	0	2,476,530,212	2,476,530,212	0	250,000,000	250,000,000
H23年度	250,000,000	0	0	2,274,894,666	2,274,894,666	0	250,000,000	250,000,000

（注１）

平成19年度及び平成20年度に比して、平成22年度と平成23年度の増減額が非常に多いのは、平成19年度から平成20年度の途中までは、価格変動準備金を活用して食材購入の運転資金の不足を補っていたためである。しかし、価格変動準備金については、食材等買入の運転資金との区分を明確にするため、平成20年度の途中からは、同準備金の活用割合を減らしているとのことである。

＊１:平成23年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
該当なし		

＊２:平成23年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

＊３:平成23年度の基金運用（増加）額内訳

運用（増加）内容	金額(単位:円)
公益財団法人大阪市学校給食協会への貸付(注2)	2,274,894,666

（注２）

公益財団法人大阪市学校給食協会(以下、「給食協会」という。)へは、給食協会が保護者から預かっている価格変動準備金(注3)の一部を流用してもなお、給食材料費の支払時に不足する資金を、給食協会からの依頼に基づき、毎月度250百万円の範囲内で、市が基金から貸付けている。

（注３）

価格変動準備金とは、学校と給食協会間で協定を締結し、給食費の納付額と食材費との差額を、食材の急な価格変動や突発的事態に備えるため、給食協会において預かっている準備金をいい、平成23年度末における金額は203,748千円である。

＊４：年度末基金総額の内訳（平成23年度末現在）

ア）現金

保管場所	金額(単位:円)
会計室（別段預金）	250,000,000

イ）預金

種類	預入金額 (単位:円)	金融機関	利率	預入期間
該当なし				

ウ）有価証券

銘柄	購入金額 (単位:円)	額面	金融機関	平成23年度 の運用益 (単位:円)	満期日
該当なし					

エ）その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
該当なし		

(2)　監査の結果及び意見

①　基金の廃止を検討すべき【意見】

給食協会への貸し付けは、当該基金を財源として行っているため、教育長の承認によっている。しかし、別法人への貸し付けについては、厳格な予算統制のもと、本来は議会の承認を経て行い、支出は財政局の承認のもと行われるべきである。

また、給食協会からの申請額は毎月250百万円以内であり、当該基金がなくとも、一般会計から毎月申請額を貸し付ければ対応可能と思われる。

以上より、当該基金は廃止し、基金残高250百万円については、一般会計に移管し、議会による予算統制の下で予算執行を行うことが望まれる。なお、給食協会への貸し付けについて、仮に平成23年度において一般会計で予算計上するならば、歳出予算（貸付金）2,274百万円及び歳入（諸収入）2,274百円となり、実際に貸し付けに必要な手許資金は当該基金を活用するのと同様250百万円である。

53. 大阪市美術品等取得基金

(1)　基金の概要

基金名	大阪市美術品等取得基金	
所管部署	管理	運用
	ゆとりとみどり振興局	ゆとりとみどり振興局
根拠例規	大阪市美術品等取得基金条例、 大阪市美術品等取得基金管理規則	
設置年月日	平成元年４月１日	
設置目的	美術品その他美術に関する資料の取得に要する資金に充てるため。	
基金が充当される事業の概要	近代美術館の開館に向けて、常設展示として必要となる作品の収集を進めるため、平成元年度に基金を設置し、美術品の取得を図るために使用する。	
基金の種別	定額基金	
積立財源	一般会計、基金からの繰入金	
予算計上会計	一般会計	
備考	－	

【基金の設定額及び課題等】

基金の設定額	－
担当課の考える課題	整備計画が延長されたこと、並びに本市の財政状況も厳しくなったことから、平成15年度以降、基金への多額の繰り戻しのための経費を予算計上することが困難な状況であり、運用額の回収が滞っていた。 現時点では、新しい美術館の整備計画が決定していないため、その状況等をにらみながら将来的には繰り戻しを行っていきたいと考えている。
その他	

【基金総額の推移】

（単位:円）

	年度初基金総額	増加額(*1)	減少額(*2)	運用額		年度末基金総額(*4)		
				運用(増加)額(*3)	回収(減少)額	運用中の額	現金残額	計
H19年度	3,000,000,000	0	0	0	0	2,938,027,850	61,972,150	3,000,000,000
H20年度	3,000,000,000	0	0	0	0	2,938,027,850	61,972,150	3,000,000,000
H21年度	3,000,000,000	0	0	0	0	2,938,027,850	61,972,150	3,000,000,000
H22年度	3,000,000,000	0	0	0	0	2,938,027,850	61,972,150	3,000,000,000
H23年度	3,000,000,000	0	0	0	0	2,938,027,850	61,972,150	3,000,000,000

*1:平成23年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
該当なし		

＊２:平成23年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

＊３:平成23年度の基金運用（増加）額内訳

運用(増加)内容	金額(単位:円)
該当なし	

＊４:年度末基金総額の内訳（平成23年度末現在）

ア）現金

保管場所	金額(単位:円)
会計室（別段預金）	61,972,150

イ）預金

種類	預入金額(単位:円)	金融機関	利率	預入期間
該当なし				

ウ）有価証券

銘柄	購入金額(単位:円)	額面	金融機関	平成23年度の運用益(単位:円)	満期日
該当なし					

エ）その他

保管形態	金額(単位:円)	保管場所
美術品	2,938,027,850	大阪歴史博物館など

【事業の経緯及び概要】

当基金は、昭和58年に大阪市制100周年記念事業基本構想の一つとして大阪市立近代美術館の建設が取り上げられたことに端を発し、平成元年に本基金が30億円をもって設置された。その後美術品の収集を進めてきたが、市の財政難等を理由として現時点では建設実現に至っていない。当基金は30億円で設置されたが、当初は基金を利用し美術品を購入後、一般会計で予算手当

をした後、当基金へ資金を繰戻すことにより総額153億円まで購入を進めてきたが、同じく財政難により平成15年度以降は新たな購入は行われていない。その結果、基金残高の大半は収蔵品29億円（購入時評価額）が占めている。また、基金残高として保有しているもの以外に、外部から購入した収蔵品124億円（購入時評価額）及び外部から寄贈された収蔵品104億円（寄贈時評価額）が市の財産となっている。往査日現在の状況は次のとおりである。

	件数	金額		
		基金内	基金外（一般会計）	合計
購入品	1,015件	29億円	124億円	153億円
寄贈品	3,504件	－	104億円	104億円
合計	4,519件	29億円	228億円	257億円

（注１）この他に大阪市に所有権は移っていないが大阪市の管理下にある寄託品がある。

大阪市立近代美術館として建設構想が途絶えたわけではなく、建設用地として既に中之島西部地区に大阪大学医学部跡地等約16千㎡が確保されており、計画の変遷はあるものの、現在は近代美術館構想の再構築が行われている。

当事業を進めるために大阪市立近代美術館建設準備室（14名）が設置されており、当基金で保有する収蔵品は大阪歴史博物館や民間外部倉庫などに保管されている。

【実在性検証のための実施手続】

収蔵品についての実在性を確かめるために収蔵品リスト（基金を構成するもののみ）から以下のとおりサンプルを抽出し、現物と照合した。

・大阪歴史博物館における収蔵品：50百万円以上全件（８件）

・民間外部倉庫における収蔵品：40百万円以上全件（５件）

実査の結果、現物とリストは一致した。

【大阪市立近代美術館建設準備室の現在の活動】

美術品の購入は財政難のためストップしているが、収蔵品について外部への貸出と心斎橋展示室（約960㎡）を利用し展覧会の開催を行っている。

作品貸出実績（平成24年度は未集計）　　出所：市提供資料

	貸出件数	貸出作品数	貸出先（館）
平成2～22年度	435件	2,306点	627件
平成23年度	24件	77点	38件
累計	459件	2,383点	665件

展覧会（最近の状況）　　出所：準備室HP

年度	主催	場所	会期
平成23年度	大阪市	心斎橋展示室	46日
	大阪市	心斎橋展示室	42日
	大阪市	心斎橋展示室	８日
	大阪市・国立国際美術館	国立国際美術館	60日
平成24年度（11月迄）	大阪市・新聞社	心斎橋展示室	69日
	大阪市・大阪府・新聞社	心斎橋展示室	61日

以上の活動に対して投じられた主な費用は以下のとおりであり、外部保管・展示室に関する直接費用で年間約71百万円程度となっている。

・外部倉庫保管料：平成24年度40,843千円/年

・外部倉庫保険料：平成24年度8,048千円/年

・心斎橋展示室賃借料・共益費：平成24年度21,428千円/9月

なお、心斎橋展示室は年間通じて賃借していたが、平成24年12月をもって契約を解除し、今後は展覧会の都度会場を確保することとされている。

(2)　監査の結果及び意見

①　収蔵品の有効活用を図るべき【意見】

近代美術館の建設には、巨額な支出を伴う上、完成後の運営についても毎年数億円の費用が発生することになる。しかしながら、現時点では美術館がないために収蔵品の展示及び貸出など有効に利用できる環境にあるとはいえず、また、現在の環境下においても直接経費が毎年約71百万円（平成24年度予定）発生しており、建設予定地を利用できていないための機会費用も考慮すれば相当額のコストが発生していることになる。さらには、国から建設用地を購入した際に、近代美術館を整備しなかった場合、指定用途以外の用途に供した（国の承認なしに売却した）場合、指定期日（平成25年３月31日）までに建設完了及び指定用途に供することが出来なかった場合には、巨額の違約金（購入価額の30％＝48億円又は同10％＝16億円）を支払うことになっている。このような状況を総合的判断すると、収集された収蔵品の有効活用を図るため近代美術館の早期の開館が望まれる。

なお、収蔵品の内容に違いはあるものの類似の施設として大阪市立美術館があるため、今後は戦略会議などにおいて、大阪市立美術館が収蔵する作品の有効活用も含めた各施設の有効利用及び相乗効果も念頭に置いた幅広い見地からの議論が望まれる。

（行政委員会事務局監査部監査課）